

教育福祉常任委員会会議記録

1. 期日 令和元年9月9日(月) 開会 11時15分
閉会 12時40分
2. 場所 第1委員会室
3. 付議事件
①二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について（町長提出議案第63号）
4. 出席者 渡辺委員長、露木副委員長、松崎委員、小笠原委員、前田委員、一石委員、野地議長
- 執行者側 ①町長、副町長、健康福祉部長、子育て・健康課長、同課長代理、子育て支援班長
- 傍聴議員 7名
一般傍聴者 0名
5. 経過

①二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について（町長提出議案第63号）

<補足説明>

健康福祉部長

本条例は、これまで内閣府令で定める国の基準の条文を、そのまま記載した条例となっていたが、今回、幼児教育保育の無償化に伴い国の基準が改正されたのを機に、全部改正するものである。内容は、子育て・健康課長より説明する。

子育て・健康課長

先日の本会議での部長答弁にもあるが、本条例は、子ども・子育て支援法の制定により就学前児童の教育・保育に係る給付制度が創設され特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例を町で定めることとされたことに伴い平成26年に制定されたものである。内容は、運営に関する事項について、国から従うべき基準と参酌すべき基準が示されていたが、本条例は内閣府令どおりの基準となっているので、国の基準が改正されれば、町の条例も同様に改正することになる。今回、国の基準が改正され、資料として配った内閣府令第8号にあるように、今回これだけの部分を一部改正しなければならない。よって、今回の改正を機に、国の基準の規定の例によるという全部改正をさせていただくものである。

概要と書かれた資料と、内閣府令第8号と書かれたものをご覧いただきたい。国の基準の改正により、今回どこが改正になったかを議案だけでは分からないため、こちらを説明する。

改正の趣旨は、書いてある通りで、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について所要の改正が行われたもの。

改正概要は、まず題名が変わっていて、内閣府令の題名が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改められたことによる題名の改正。

用語の定義で、ホチキス止め資料の4頁目、今回の改正ではこの用語の定義の改正が半分以上を占めている。支給認定を教育・保育給付認定に、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に、支給認定子どもを教育・保育給付認定子どもとしている。

改正後の構成として、第1章、第2章と分かれていて、第1章の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準、これはもともとある基準で、町が施設型給付の支給対象施設として確認する施設の運営に関する基準。町でいうと認可保育所が該当する。第1章については、先ほど用語の定義にもあったが、用語が変わっているところがほとんどである。

第2章の特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準は、今回新規でできたもの。資料は28頁である。私学助成の幼稚園、認定こども園と幼稚園の預かり保育、認可外保育施設や一時預かり、病後児保育、ファミサポなどが該当する。ここでは給食費については無償化の対象外となるため、食材費の費用の取扱い等の事務が書かれている。

その食事の提供に要する費用の取扱いの変更ということで、幼児教育・保育の無償化に伴い、就学前の子どもに対する食事の提供に要する費用について、事業者において、保護者から支払を受けることができる費用となった。ただし、資料に挙げた通り、免除されるかたがいて、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯、ただし、ひとり親もしくは在宅障がい者世帯については、77,101円未満の世帯、こちらに対する副食の費用、あと第3子以降の子ども、保育園は3人のお子さんが同時に在園している場合の3番目のお子さん。幼稚園では生計を同じくする一番上のお子さんが小学校第3学年修了前。

幼稚園（特定子ども・子育て支援施設）の運営に関する基準の条立てで、提供日、時間帯及び具体的な内容の記録、費用の受領。領収書及び提供証明書の発行。法定代理受領の規定等が書かれている。

あとは、改正法における略称の変更や条項ずれに伴う改正である。

今後は、国の基準が改正になっても町の条例は改正の必要が無いため、議案として上程しないが、町に関する改正が必要な場合は、議会全員協議会で報告させていただく。

<質疑>

松崎

全部改正と一部改正はどう違うのか。

子育て支援班長 今回、国と同じ基準でやりますよということで、一部改正ということで、今までの条例は長いものだが、それを並べて書いて、そこにこの文言が変わりました、とするのが一部改正。今回は、国の条例に全部合わせますよということになるので、全部改正としている。

松崎 改正の趣旨を読むと、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、上位にある法律は一部を改正するということだから、我々の条例もそれに倣えば一部改正になるのではないか。

健康福祉部長 子ども・子育て支援法の一部改正というのは、その法律にはたくさん条文がある中で、一定の部分の改正があったということ。幼児教育無償化の部分が改正となったということ。その中で、町の基準を改正しなければいけないということでの条例改正である。もともと基準は国が定めたものを町が条例化していたもの。

一部改正と全部改正の意味合いだが、法制執務上でいくと、一部改正というのは今までの条例があつて、部分的に変えていくと。全部改正は、あまりにも改正部分が多い場合は、全文をそっくり入れ替えると。新しいものに変えるということが全部改正の趣旨である。今回は、先ほど配付資料でもあつた通り、町は国の基準通り、全部載っていたわけである。今回、これだけ多くの改正があつて、内容的には国の案の通り書き写すだけの条例であつたので、これを機に、国の例によるということで、全部改正としたものである。

松崎 そうすると、改正するところがあまりにも多いというのが背景にあつてという理解だが、どこまでいったら全部になるのか。そこまでなら一部改正になるのかというのは、さじ加減で、町の判断でやったと理解した。あまりにも変える部分が多かった場合、元々あるものを廃止して、新たに作るという選択肢はあるのか。

健康福祉部長 全部改正の意味合いだが、例えば国の条文改正を何ページにわたって付けたが、これとまったく同じように一文ずつ改正していけば、一部改正となる。今回は一文ずつ改正するのではなく、条例の中では国の例によるということで、国の基準を見なさいというような形にしたので、条文の構成から変わったために全部改正ということになる。改正の量が多い少ないではなく、根本的に条例の構成を変えたので、全部改正という形を取ったもの。廃止して、新規に作つたらという話だが、同じ条例で、引き続きの部分も当然あるので、同じ条例が引き続いてるのが望ましいということも考えられるので、今まであつたものの改正ということで、過去の経緯も残した中で全部改正という位置付けである。

一石 無償化について、大きく報道されているが、例えば具体の利用料の数字、現場の保護者への説明、これはどのようなプロセスになるのか。あと、ソーシャルワークにつながるようなケース、そういったかたがたへの影響は。このサービスを使うかたが増えると思われるが、それへの対応はどのように準備されているのか。町独自に補助、支援をしていたと思うが、この制度が入ることで町の負担はどうなるのか。

子育て支援班長 具体的な数字、利用料というか負担額ということで、二宮町で決めている負担額は、3歳以上のかたは全員0円。今は3歳以上と4歳以上で分けているが、それを全部3歳以上児ということで、全部そのかた

ちは0円ということである。保護者への通知については、7月に幼稚園ご利用のかたには周知させていただき、手続きは済んでいるところである。保育園ご利用のかたには、9月12日ころ、皆さまに周知させていただく。使うかたが増えるということだったと思うが、無償化というのは3歳児以上が基本なので、ゼロから2歳というのは、それまでと変わらない。保護者が3歳になったときに、保育園の入るのか、幼稚園に入るのかという選択肢は広がると思う。さらに量的な要求というのは、現状では想定していない。独自支援の負担ということでは、今まで利用者の利用負担軽減というところでは、公立で言うと、約1600万円、私立で言うと3300万円というところで、合計4900万円、町の保育料を国の基準より下げて徴収していたところである。それらに関しては今後、町の利用者負担は軽減されることでは、子育て支援に関わる事業に使えるかどうかということを考えていこうと思っている。

委員長 一石委員、ソーシャルワークの質問をもう少し明確に。

一石 子育ての社会化ということを広げる動きだと思うが、子育てに困っているかたがたへの相談機能、これからすごく重要になると思うが、それを私はソーシャルワークと言っているが、相談ということに、この変化がどのように影響を与えるか。困っている人が様々なサービスにつながる効果というか、この制度が。どのような効果があるのか。

子育て・健康課長 相談が必要なかたへの対応ということでは、無償化によって特に変わることは無い。例えばどこにも所属していなくて、今回その無償化によって、通いたいところできて、所属先が保育園なり幼稚園なり決まってくれば、保育園、幼稚園の先生が見ていただいたりというのがあるので、そこで相談につながれば、保育園の中で解決すればそれで良いが、それが難しいようだったら、何かあれば保健センターに、今もつながるようになっているので、基本的に無償化することで、相談、対応が変わるということは無い。

一石 保育で重要な一時保育とか、ファミリーサポートとかいうサービスがあるが、それにつながる人も増えるという事業になるのか。あと、町の負担はどうなるのか。あと、受け皿は準備していないのか。

子育て支援班長 一時預かりとかファミサポの人数が高まるという話だが、基本的に保育認定が無いと、無償化にはならない。保育園を利用できない人、申し込んで保育園に入れたい人が増えてくれば、ニーズも高まると思うが、基本的に3歳から5歳が無償化なので、ここは町でもまだ枠があるので、そこまで増えることは想定していない。受け皿についても同様である。

健康福祉部長 利用者が無償化によって増えるかどうかというところだが、無償化になるのは3歳以上なので、3歳以上は保育園か幼稚園に、ほとんどのかたが利用しているような状況である。そういった意味でこれによって利用者が増えるかということ、そんなに大きな影響は無いということ

ある。幼稚園は2年保育で通っていらっしゃるかたもいるので、そういうかたが増える可能性もあるが、幼稚園で受け入れられることができないほど増えるということではなく、そういった意味で増えないという予測である。

子育て支援班長 町独自で利用者負担軽減している部分という話を先ほどしたのだが、その部分というのは、公立が約1600万円で、私立が3300万円、合計で4900万円で、これらは国の保育料の基準というものがあるが、それを保護者に負担させるのではなくて、もう少し下げて、町が負担する形で、町の保育料を決めて、下げて徴収している。この部分が4900万円ということである。

健康福祉部長 国で取っていい金額があったと、町は利用者さんに負担していただく分を下げ、町が一部負担する中で、これより低い金額でやっていた。今度の新しい制度では、国の定めている基準分も含めて、町が単独で負担している分も含めて、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担率になるので、その部分だけでいくと、町が100%負担していたのを、4分の1で済むようになったということから、トータルでは町の負担が減るということ、給付費の面だけでいけば町の負担が減るということである。

一石 色々な面を含めて、町の負担はこれからも減るということか。自治体によってはファミリーサポートとか、一時保育を無償化するという動きはあるのか。

子育て支援班長 これまでの負担額と比較すると、これから先は減ってくると。町としての負担は減ってくると。一時預かりファミサポの無償化というのは、基本的に今回の制度にのっかってやっていくので、そのほかに無償化ということは考えていない。国の制度にのっかってやっていくということである。

子育て・健康課長 ファミリーサポートセンターとか一時保育の件で、他市町村でこの部分を町が見ていくという制度をこれからするという事は聞いていない。

小笠原 町は3歳以上の子どもだから、状況はそう変わらないではないかというようだが、今回の無償化で一番大きいのは、収入がたくさんあろうとなかろうと全部無償になるというのが大きくて、ご夫婦でキャリアをしっかりとって働いているかたが、保育園に預けると相当保育料を払わなくてはいけない状況の中で、やむを得ず幼稚園に入れているかたもいるのではないか。今度無償になるなら保育園に預けた方がしっかり6時過ぎまで見てもらえると安心できると思うのが妥当だと私は思う。幼稚園と保育園の教育方針は違うが、そのような部分で私は高収入のかたほど保育園に預けたいと思うのが普通ではないかというのが1点。あと、幼稚園は一種のビジネスチャンスなわけなので、町内の子どもだけでなく、私どもの幼稚園は、町外までバスを走らせて、

よその自治体のお子さんを預かっているということがあるが、そういった部分で、人口だけを見ていると少子化だし、そんなに数字が動かないのではないかと思う部分でも、一生懸命集めてきたときに、園がきつくなる可能性についてはどうなのかとか、ある幼稚園では、園バスが無いために子どもが減っているところで延長保育をして預かっているが、保育園が無償化になれば、働いている親はそちらの方がいいと思うのではないかと私は思うが、ある程度ニーズの掘り起こしがあって、3歳以上だからとは言え、保育園の定員が増えていく可能性はあるなと思われるが、さっきから3歳以上は空きがけっこうあるという話だが、町全体で公立・私立保育園の、要するに年中さん年長さんの、あとどれくらい預かれるということ、どのくらい把握しているのか。あと、障がい児の施設も対象になるということで、地域支援センター「そしん」さんも、全額無償化だということである。障がい者のかたは一定の補助があるだろうなと思っても、いくらお子さんが障がいがあるかならうが、親御さんの収入によって支払いしていたものが無償になるのだろうなと推察されるが。そういう部分では、この「そしん」さんなんかは、限られたお子さんを預かっているというところでは、動きは無いだろうと見ているのか。

子育て支援班長 幼稚園から保育園に移ってしまうのではないかと懸念をされていることだと思うが、今回の無償化は保育園と幼稚園をなるべく平等にしましょうという無償化で、保育園は全額無償化になるが、幼稚園は25,700円までが無償で、預かり保育を利用されるかたも11,300円までは無償化にするといった部分では、結局2時まで働いて、2時から5時半まで面倒みてほしいよといったかたたちも、無償になるようになっている。したがって幼稚園に行っている人も一定の時間は無償になるので、幼稚園教育を最初に選んでいて、そこから保育園が無償化だから移動して、保育園に預けましょうというかたは想定しにくいかなと思っている。保育園にどのくらい預けられるのかということだが、毎月のように保育園に入るかたは、町で決定している。町で何人この保育園にいて、優先順位を付けて入れているわけなので、今どういう空き状況であるのかは把握している。それは各園に、今こういうかたがいらっしゃるので受け入れられますかといった調整をして、入園をさせている。

小笠原 令和元年9月現在に3歳以上の空きはどのくらいあるのか。各園5、6人ずつとか、大体で良い。

子育て支援班長 今、空きが特に多いのは中里ナーサリーである。他の園はけっこういっぱいになっている。ただ中里ナーサリーができたことによって、中里ナーサリーの空き状況というのは、具体的な数字を今持ち合わせていない。ゼロから2歳は30人くらいの空きはある状況である。

委員長 0～2歳と3歳の空き状況は違うと思うので、また後ほど細かいところをお知らせいただきたい。

健康福祉部長 障がい児の関係だが、無償化によって障がい児の施設利用が増えるかという点については、今まで保護者の負担というのが障がいの制度ではサービス料の1割負担だが、限度額が決まっていて、収入がおおむね890万円以下の世帯については、1か月の限度額が4,600円という形だった。4,600円というのは、比較的安く抑えられた金額ではないかと。その所得を超えてしまうと一気に上がって37,200円ということになる。今まで4,600円で収まっていたケースだと、すでに無償化になる前から、金額的な面から考えれば、通っていられるのかなと考えられる。この無償化によって大幅に増えるとか、そういったことにはならないのではないかと考えている。

小笠原 町外のお子さんの状況というのも、保育園はともかくとして、幼稚園の場合は、町外町内というのを町なりに把握しているということで、今回の無償化のことも、それぞれ対応は分かれるわけだから、今まで以上に町外町内は全部把握している形だと思う。幼稚園の方は人気のある園とガラガラの園があると思うが、人気の園は、定員枠いっぱいやっているということか。つまり定員に対する混み状況はどのように把握しているのか。

子育て・健康課長 幼稚園の定員はそれぞれ決まっている。町は就園奨励費を支払っていたり、補助金を出していた関係で、毎年5月1日時点に人数というのは、町内・町外というのを把握している。幼稚園はじゅうぶん余裕はある。定員が500くらいのところで、入っているのが200、300くらいの差があると思う。

野地 まず第一前提に自己申告について、自分が書類を書いて提出しないと無償化できないという理解で良いか。

子育て支援班長 その通りである。

野地 幼稚園の説明は済んでいる。100%書類をいただいたという状況で良いか。そして保育園に関してはこれから説明だが、9月末日までに1人残らず書類をいただくというのが町の前提だと思ってよいか。次に、来年4月から入園されるご家庭に対する書類を、100%書いてもらうことに対しての準備の進め方はどのようにされるのか。書類を書き損じた、園の方からもらっているはずだと思ってもらっていなかった方が発生した場合は自己負担になると思うが、自己負担は今まで通りの金額を徴収するという理解でよろしいか。

子育て支援班長 幼稚園に関しては現在もらっている最中で不足書類がいるかたにはこちらから通知させていただき、出させていただく予定になっているため、1人残らずもらう予定である。言葉足らなくて大変申し訳ないが、保育園に関しては特段の手続きが無い。こちらからお知らせをさせていただくようになる。あなたの保育料は無償であるというお知らせをさせていただく予定になっている。また、来年4月から入園され

る方の周知に関しては、これから幼稚園、保育園ともに入所の申し込みが始まる。町の方で書類を用意し、幼稚園へ配付する。保育園に関しては無償化に関するお知らせをお配りしたい。また、書類を書き損じた人が自己負担という部分に関しては、こちらで検査をして足りない部分は書いていただく予定になっているので、自己負担にならないようにさせていただく予定である。

野地

そうすると、自己申告で書類を記載するのは幼稚園に通っているご家庭だけと理解をして、保育園に通っているかたは自動的に無償化になると理解をした。それと、書類を追加していただくということだが、例えば10月を過ぎて11月に幼稚園の申請書類をもらい、半年後に書類を揃えたとしても遡ってご家庭の負担はなしという理解してよろしいか。

子育て支援班長

基本的には、期日までに提出をしていただくようお願いをするので、期日までに出示していただかないと無償化にはならない。期日までに出示よう促してやっていくので、今おっしゃっているような追加資料が半年後に提出されることがないような処理をしていきたい。

野地

そのようなことがないようにしていただくのは当然だが、とかく後になって色々な問題が出てくるのを前以て質問させていただいているが、そのような事態は無いと、幼稚園に入園されているご家庭も必ずいただくと、万が一いただかなくても行政の負担、町独自の予算において徴収をせずやるという覚悟のもとのご発言と理解して良いか。

子育て支援班長

基本的には何回も通知をしてご提出を促していく。それでも提出がなければ、その時は検討することになるが、基本的には全員出示していただくことを大前提にやっていく。

健康福祉部長

今班長からもお話しさせていただいたが、本当にそういったことがないように、例えば書類が不足で期限がないという場合は幼稚園を通じてではなく、保護者と町で話をすることもあるかもしれない。せっかくの制度であるため、何とかして利用してもらわなければ意味がないので、町としても最大限そういったことには対応したい。

露木

さっき小笠原委員が言っていた高所得者が保育園に1人通わせる1番上の子の金額は、6万とか8万と1番高い金額は忘れたが、結構高かったなと思っていて、班長は17時まで延長保育の分も出るから幼稚園から保育園に行く人数はそうそう変わらないだろうという見方をされていたが、そのかたがたが本当に働きたいという気持ちがあれば、19時、20時まで預かってくれる保育園はやはりありがたいとなると、また1つ考え方としてはあると思う。その分をファミサポも支援するから良いんじゃないという考え方で、幼稚園から保育園の移動が無いと思っているのか、そもそもそんなに人数がいらないからそこまでの影響がないと思っているのか。1人ひとりの想定をもう少しリ

アルな生活を考えた時に、ちょっと深く考えた方が良い部分があるのではないかと思うが、いかがか。あと職員や園の負担はどうなのか。町への財政的な負担額は大体いくらぐらい変わってくるのかという部分。その辺りのことは一度勉強会をし、こちらも理解しているところもあるが、審査の場でも少しご説明をいただきたいと思う。町独自の基準というのがどこまで決めていけるのか。例えば、食事の提供は第何子からとなっているが、そこを町独自に1子から、2子からと変えることができるのか。それをしてしまうことで国からペナルティを受けることもあるのかをお聞きする。

子育て支援班長

先ほどの幼稚園から保育園に移る人というか、今幼稚園に入っている人は、基本的にはほとんど人が片方だけが働いていると思う。保育園に通っている人は認定を受けないといけないので、保育園はそういう人が多い。今幼稚園に通っている人達が幼稚園を選んだ理由がそもそも、幼稚園教育を受けたいと思って受けている。そういった意味では、無償になるから幼稚園から保育園に移ろうというようなことは考えにくいとは思うが、そこらへんも含めて検討する。

健康福祉部長

高所得者の保育料が高いから敬遠していたという点だが、6万くらいというのは3歳未満の子どもの保育料である。今回無償化になる3歳以上に関しては、3歳の最大は31,000円、4歳以上の最大は28,000円、幼稚園は23,000円ないし24,000円の月額プラス預かり保育、しかも入園料もかかる。トータルで考えると、どちらも今までと変わらないものではないか考える。今回の無償化はあくまで3歳以上ということなので、だからこそ幼稚園から保育園への動きはそう無いのではないかなと思う。職員と園の負担だが、今まで幼稚園の場合、町は年に一度就園奨励費の支払いをやっていた。今度は毎月、幼稚園の支払い事務が生じる。幼稚園は今までは保護者から入園料をもらっていた。それが今度1か月25,700円という限度額の中で、保育料と入園料を組み合わせた形での計算になり、毎月毎月町へ請求をしなければならないということで、事務的には町も幼稚園も増えてしまうのかと思う。保育園については、今まで町の方からお金がいただいていたが、給食費を今度取るようになる。その部分の手間が増えるのが事務的に増える部分だと思う。この条例で、町独自の基準ができるのかということだが、この部分は町独自で定める等、条文の中に加えることはできるが、現実的には国の基準はかなり色々審議した中で決まってくるので、簡単に町の方針だけで変えられない部分がほとんどなので、今回こういう改正をしたという趣旨がある。先ほど、国では給食費の減免を国で決めているが、町で上乘せしてやれるのではないかという話であったが、場合によっては国の制度と違うため、条例ではなく別途、町の方針で補助金を出すというような、制度上のテクニックとしてはなるのかなと思う。

子育て支援班長

財政的負担はどのくらいかという話だが、今年度、次年度以降を見ていった場合に、町の財政的には負担は減ってくる。具体的には1,000

万円から1,500万円程度は減ってくるものと思っている。これは保育園の方が大きく減ってくるもので、幼稚園の方はそんなに変わらないかなといったところである。

露木 ペナルティのことはどうか。

健康福祉部長 さっき申し上げたように補助金で上乗せするとかは制度とは別の話なので、これはペナルティということはないと思う。

前田 先ほど野地委員の質問と関連してくるが、幼稚園の場合には7月のうちに幼稚園に通っている全ての園児の保護者が申請書類を幼稚園に提出していると思うが、個人個人で町に提出をしているのか。また、10月から今までは月ごとに個人個人に請求が来て支払っていたと思うが、今度は町側にうちの幼稚園が何人なので、何人分お支払下さいと、町側に請求が来ると思うが、その点いかがか。

子育て支援班長 幼稚園については、園を通じて町にご提出いただいている。園でいついつまでに集めて町に提出してくださいということになっており、皆さんは園にご提出していただいているところである。保育料に関しては、おっしゃる通りで幼稚園、保育園からの請求に基づいて町が支払っているという形になる。

前田 1つ確認だが、保護者の方が園に保育料を支払うという形は無いという解釈でよろしいか。

子育て支援班長 保育料を払うという部分は無いが、預かり保育を利用された場合の上限額を超えた部分や、副食費に関しては保護者の実費負担が発生するところである。

委員長 国の基準をそのまま適用するという事だが、参酌部分と従わなくてはならない部分があるということだが、具体的に参酌部分はどういうところがあるか教えていただきたい。あと、保育所の副食費を徴収するようになるが、二宮町で実質負担が増えるところが生まれてこないか心配な部分である。副食費を含めて負担増になる部分が無いか、お示しいただきたい。

先ほど財源の問題で年間1,000万円から1,500万円くらいが生まれ、子育てに使いたいということだったが、具体的にどういうところに充てていくか検討されているのか。

子育て支援班長 副食費を実質負担増になるところがないのかということだが、基本的に副食費の免除、360万相当世帯以下の方は免除となる上で、現状と比較して実質負担が増となる家庭はない。

健康福祉部長 参酌すべき部分と従うべき部分だが、従うべき部分は、例えば利用定員や児童の処遇確保や秘密の保持、健康や発達に関する内容については従うべき、国の通りにするものである。参酌すべきことは具体

的にそんなに無いが、例えば小学校と綿密な連携につとめるという項目や、不正に受給している保護者、虚偽の申請があった場合は事業者が市町村に通知する等、当たり前のようなことが多い。事業者は運営規定を整備しなくてはならないと決まっているが、運営の方針や保育の内容、職員の状況とかを定めなさいという細かい項目は参酌して町が定めるものである。保育園、幼稚園の評価をやるにあたって、第三者評価にするのか、自己評価にするのか。簡単にはそういったところが参酌の基準になっている。そういったところでも町独自でやる部分はほとんどないのかなと思う。今回の費用が国の制度により支出が減る分の子育て支援についてだが、新年度の予算等もあるので、内容については検討していくという段階である。

委員長

利用料や保護者が負担する費用は基準として別に決めるということだが、これは町の方が国の基準に沿っていくが、別途町として決めることができるということか確認をさせていただきたい。もう1つは、先ほどの論議でもあったが、幼児教育と保育というのが何となく曖昧になってきている印象も受ける。ただ、そういう中で0歳から2歳の保育だけが対象外となっている。実際には0歳から始まり、幼稚園に行くまでの期間があるわけで、どうして今回の国の施策として0歳から2歳の保育については対象から外されたかその辺についてどのようにとられるかを教えてほしい。

子育て支援班長

実際に利用者が支払う費用は、二宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担金に関する規則というところで、平成27年であるが、規定している。今回はこの規則を10月1日で改正して3歳以上の利用者の負担額を0にする。各市町村で定めているものになっている。

健康福祉部長

0歳から2歳の保育料は今回対象外になった考え方だが、国の方では、幼稚園が3歳からであり、全てのお子さんが平等にというような考えのもと、幼稚園に行っている子は3歳以上、なので保育園も3歳以上。幼稚園に行く前の3歳未満のお子さんについては家庭で育てていく。そこには同じように費用が掛かってくるバランスを考えて0歳から2歳の保育料については今回対象外になったと解釈している。

委員長

実際に0歳から2歳というところが町でも保育のキャパシティ、いつも足りないところだと思う。私自身、本当は0歳から2歳に適用すると受け入れる方がアップアップするから外したのではないかと考えてしまう。実態としてそういう部分はないのか。それから、あと1,000万円、1,500万円はこれから検討すると班長からあったが、あくまでも子育て分野に役立てていくという方向性でお考えか。

健康福祉部長

0歳から2歳の受け入れだが、おっしゃる通り0歳から2歳までも無償化になったら今の町のキャパではとても受け入れられないだろうと思う。今時点でもぎりぎりのところでやっているのだから、実態としてそうなると思う。予算の関係だが、子育て支援ということで今まで保

育の方に使っていたお金、それをどう使うかというのはやはり町全体の中で考えいくべきことであり、必ず子育てに使うといったことではなく、町全体で来年度の予算に向けて考えていくことになる。

休憩 12時25分

(傍聴議員の質疑：大沼、羽根 各議員)

再開 12時39分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第63号を採決する。議案第63号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第63号は可決と決定する。以上で議案第63号の審査を終了する。

閉会 12時40分